令和５年度第１１回農業委員会総会議事録

開会月日	令和 6 年 2 月 26 日（月）	開議の時刻	午前 10 時 10 分
場　　所	市総合会館３階　３０３会議室	閉議の時刻	午前 11 時 24 分
議　　長	東松山市農業委員会長　野村　孝行		

委　員　の　出　席　状　況

	席次番号	氏　　名	摘　要	席次番号	氏　　名	摘　要
農業委員	1	松崎　昭三	出　席	7	藤野　香織	出　席
	2	杉浦　勉	〃	8	松本　禮子	〃
	3	島田　安三	〃	9	荒川　光明	〃
	4	千葉　有美子	欠　席	１０	久保田　節子	〃
	5	宇津木　昭一	出　席	１１	野村　孝行	〃
	6	鹿田　明	〃			

	担当地区	氏　　名	摘　要	担当地区	氏　　名	摘　要
農地利用最適化推進委員	松　山	加藤　周二	出　席	高　坂	木村　正雄	出　席
		利根川　里美	〃		坂上　夏苗	〃
	大　岡	大木　幹雄	〃		田口　豊	〃
		橋本　隆	〃	野　本	新井　勝美	〃
		宮永　貞夫	〃		飯嶋　徳造	〃
	唐　子	戸井田　貞義	〃		加藤　喜之	〃
		山田　弘明	〃		山下　哲生	〃
		小澤　謙一	〃			

議題等	・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他
公開・非公開の別	公開
傍聴者数	（会議を公開した場合）　　　　０人
非公開の理由	（会議を非公開にした場合）

議　事　参　与　者

事務局	氏　　名	摘　要
事務局長	松﨑　一祐	出　席
副主幹	荒能　豊	〃
主　任	福島　誠	〃

議　　案	議　事　顛　末	
	1 開　　会	副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 ２番　杉浦　勉　委員　　３番　島田　安三　委員
議案第１号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件	3 議　　事	議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請承認の件について １番の申請について 唐子地区・荒川委員より、１番の申請について、大字上唐子在住の申請人（受人）より、大字上唐子在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑１筆）を、受人は自己所有農地に隣接しており、野菜を作るのに利便性があるため、渡人は一人で農業していて他の農地もあることから、手が回らないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。受人と渡人は兄弟である。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 ２番の申請について 野本地区・杉浦委員より、２番の申請について、大字下野本在住の申請人（受人）より、大字下野本在住の申請人（渡人）が、大字下野本地内に所有する農地（田１筆）を、受人は自己所有農地に隣接しており、一体化利用により効率化を図るため、渡人は農業経営規模を縮小したいため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 ３番の申請について 野本地区・杉浦委員より、３番の申請について、大字下野本在住の申請人（受人）より、大字下野本在住の申請人（渡

		人）が、大字下野本地内に所有する農地（畑１筆）を、受人は自家消費分を確保するため、渡人は他の農地の管理や、身体の不調などにより経営規模を縮小したいため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。受人と渡人は親戚関係にある。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。 島田委員より、農地法３条の下限面積要件が撤廃されてから、自家消費のための農地取得が増えた。事務局で、申請者の農業技術や所有する農業機械など、現地調査では確認できないことについての確認は必ずしてほしい、申請の段階でのチェックリスト等があれば教えてほしい、との意見がなされた。 事務局より、申請書の内容から申請人の農業経験や所有機械に比べ申請地の規模が大きすぎないか等の確認や、転用目的での取得ではないこと等を確認して進めている。全国農業会議所から耕作目的での農地取得についての相談や、農地法第３条の申請の際のマニュアル的なものが示されたので、そちらも参考にしていきたい、との回答がなされた。 島田委員より、申請の内容の確認について、事務局と委員とで、役割分担を明確にした方がより良い対応ができると思っている、との意見がなされた。 戸井田委員より、いわゆる三年三作でもって規制してはいけないと言われているが、取得後耕作もしないで転用されてしまう例もあるように聞く。耕作目的で取得した土地をすぐに転用することに、歯止めは掛けられるのか、との質問がなされた。 事務局より、取得後の耕作状況については、現状では確認がとれていない。地元の農業委員や推進員に注意していただき、その情報をもとに事務局として必要な指導をしていきたい、との回答がなされた。 戸井田委員より、転用の申請の際に、耕作目的で取得した土地の転用かなど、申請履歴は確認するのか、との質問がなされた。 事務局より、転用申請が出た段階で、農地法の申請の履歴や現地を確認し、必要ならば県に相談しながら進めていきたい、との回答がなされた。 鹿田委員より、配布されているタブレットで申請の履歴を確認できないのか、との質問がなされた。 事務局より、現状ではタブレットでは申請の履歴が確認できないはずだ、との回答がなされた。 久保田委員より、本案件に関し杉浦委員より取得後の年間の従事日数は１５０日を超えるとの説明があったが、農地を所有していない人が家庭菜園規模の農地を取得して、年間１

		５０日も従事するのだろうか、との疑問がなされた。 　杉浦委員より、申請地は受人の住宅の隣接地であり、受人と渡人は親戚関係で、受人は渡人を手伝い長年耕作しており、毎日のように農作業に従事している、との説明がなされた。 　議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。
議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請承認の件		議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請承認の件について 　１番の申請について 　松山地区・宇津木委員より、１番の申請について、若松町１丁目在住の申請人（受人）より、東京都中野区在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（田１筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10ｈａ未満であるため第２種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 　議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 　２番の申請について 　唐子地区・荒川委員より、２番の申請について、大字上唐子在住の申請人（受人）より、所沢市在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑１筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ｈａ以上の一団の農地であるため第１種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第１種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 　議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 　３番の申請について 　高坂地区・鹿田委員より、３番の申請について、桶川市在住の申請人（受人）より、大字正代在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（畑１筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10ｈａ未満であるため第２種農地と判断され、自

		己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、4番の申請について、大字高坂在住の申請人（受人）より、大字正代在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10ｈａ未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 5番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、5番の申請について、大字西本宿在住の申請人（受人）より、大字高坂在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（田1筆）を、専用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ｈａ未満であるため第2種農地と判断され、専用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 6番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、6番の申請について、比企郡滑川町に所在する申請人（受人）としての法人より、元宿2丁目在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑1筆）を、経営する保育園の園庭に転用するため、賃借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ｈａ未満であるため第2種農地と判断され、保育園の園庭の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 7番の申請について

		高坂地区・鹿田委員より、7番の申請について、大字西本宿に所在する法人としての申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑1筆）を、経営するクリニックの駐車場に転用するため、賃借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ｈａ未満であるため第2種農地と判断され、駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 8番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、8番の申請について、大字毛塚在住の申請人（受人）より、朝霞市在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ｈａ未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 9番の申請について 野本地区・杉浦委員より、9番の申請について、東京都新宿区に所在する法人としての申請人（受人）より、大字上野本在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畑2筆）を、携帯電話基地局の増設工事の進入路に一時転用するため、賃借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ｈａ未満であるため第2種農地と判断され、進入路への一時転用の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 10番の申請について 野本地区・杉浦委員より、10番の申請について、松本町1丁目に所在する法人としての申請人（受人）より、本町1丁目在住の申請人（渡人）が、大字古凍地内に所有する農地（畑1筆）を、資材置場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保

		全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ｈａ未満であるため第2種農地と判断され、資材置場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 11番の申請について 野本地区・杉浦委員より、11番の申請について、比企郡小川町在住の申請人（受人）より、大字下野本在住の申請人（渡人）が、大字下野本地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10ｈａ未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。
議案第3号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件		議案第 3 号　農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について 議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしている旨の説明が行われる。 内容審議の結果、44筆の利用権設定を承認した。
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の件		議案第4号　農用地利用集積等促進計画（案）の件について 農業委員の野村会長、鹿田委員、杉浦委員、荒川委員、松本委員、農地利用最適化推進委員の加藤（周）委員が議事参与の制限に該当した。そのため、対象農業委員は本議案の議決に参加しなかった。 久保田職務代理が議長を代理する。 議長より、参加農業委員１０名のうち議事参与の制限にかかる委員が５名のため、過半数の定足数に満たない状態であることについて、事務局に説明を求めた。 事務局より、農業委員会等に関する法律第２７条第３項ただし書きの規定により、総会が成立する旨の説明がなされる。 議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、農地

		中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。 野村会長が、議長を久保田職務代理から交代する。
報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件		事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 農地法第 4 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。 農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。 農地法施行規則第 29 条第 1 項届出報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。
その他		農業委員会総会の開催について 次回開催日　令和 6 年 3 月 25 日（月） 午前 10 時 20 分～ 会　場　市総合会館３階　３０３会議室 午前 11 時 24 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 6 年度第 11 回総会を閉じた。 以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和６年３月２５日 議長　野村　孝行 委員　杉浦　勉 委員　島田　安三